

暮らしを支える 国民年金

国民年金制度は、老後だけでなく、病気やけがで障がいが残った時など、予測できない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するための制度です。



問 市民課 ☎内線401

マイナポータルからの電子申請がおすすめです！



24時間365日申請可能！

仕事終わりや休日もOK



スマホやパソコンから申請可能！

市役所に行かずに自宅でOK

こんなときに使えます

- ①国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- ②付加保険納付（辞退）申出、付加保険料該当（非該当）届
- ③国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ④学生納付特例申請
- ⑤産前産後免除該当届
- ⑥□座振替納付（変更）申出 兼 還付金振込方法（変更）申出、
□座振替辞退申出



▼電子申請について
詳しくはこちら



高齢任意加入

年金額を増やしたい、受給資格が足りない…
そんなときに、60歳以降も加入できる制度です

【対象】

次の①～④全ての要件を満たす方が加入できます。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
※受給資格期間を満たすための加入に限り、70歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満の保険料の納付月数が480月未満の方
- ④現在、厚生年金・共済組合に加入していない方
※480月を超える加入はできません。

準備する
もの

- 本人確認書類
- 年金手帳または
基礎年金番号通知書
- 預金通帳とその届け出印

詳しくはこちら▶



障がい年金

病気やけがで生活や仕事が制限されたら…
現役世代の方も対象となる年金です

病気やけがで初めて医師などの診療を受けたとき（初診日）に国民年金に加入していた場合は「障がい基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障がい厚生年金」が請求できます。

初診日が65歳未満など、受給要件があります。加入年金によって請求窓口が異なるため、詳しくは、市民課または山形年金事務所（☎645-5111）へ。

▼詳しくは
こちら

